『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	上島町せとうち交流館	提案主体分類コード	a 市区町村単独
提案の公開の可否	公開		

要望事項（事項名）	営業許可	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	不明	プロジェクト名	
提案分野	3. 保健福祉分野		

求める措置の具体的内容

各団体が特産品等の販売を行うため、せとうち交流館（上島町所有）の菓子工房・水工房を使用しており、食品営業許可については施設管理者である上島町が受けている状況です。仮に食中毒等の問題が起きた場合、施設管理者が責任を負うこととなります。できれば各団体の責任の元、食品営業許可を受けることができるようにしていただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

せとうち交流館では、地域団体が特産品の研究開発・商品化の活動を行い、商品化・商品販売するため、菓子工房・水工房の食品営業許可(上島町)を受けています。使用の際は、衛生管理にも十分気をつけることとなっておりますが、問題が起きた場合、食品営業許可の営業者（上島町）が責任を負うこととなります。また、一つの団体が問題を起こすと営業停止となり、他の団体にも迷惑をかけることとなります。地域の施設なので、施設管理者が食品営業許可を受けるのはいいのですが、各団体の不祥事があった場合、各団体が責任を取れるようにできないか。或いは、1つの施設（公共施設）の使用で、各団体ごとに食品営業許可を取得することはできないか。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要（※該当がある場合のみ記載）

最終回答

食品衛生法上、上島町管理施設内で特産品等の販売を行っている各団体が、食品営業許可を取得することは可能です。

各団体が許可を受けた場合には、処分を受けた団体が責任を負うことになり、施設管理者や施設内の他の団体に責任は及びません。但し、営業停止処分等の厳重処分があった場合には、1団体が処分を受けたとしても、汚染等の拡大を防ぐため、施設内の全団体が施設を使用できなくなります（責任は被処分団体が負います）のでご留意ください。

従いまして、団体が許可を受ける場合には、処分の原因となる問題の発生を未然に防止するため、全団体共通の「施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領」を作成し、清掃点検や使用時間帯の記録等を行うなど施設・設備の衛生管理の徹底をお願いします。

なお、許可の手続きや管理運営要領の作成につきましては、今治保健所にご相談下さい。

対応区分	Ａ－３（現行制度で対応）

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	企業組合　津島あぐり工房	提案主体分類コード	g 民間企業
提案の公開の可否	公開		

要望事項（事項名）	食品営業許可施設の利用緩和	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等		プロジェクト名	食文化継承プロジェクト
提案分野	3. 保健福祉分野		

求める措置の具体的内容

企業組合津島あぐり工房では加工施設において菓子製造業、みそ製造業、ソース類製造業の三つの営業許可を取得している。製造に従事する関係者がその目的でしか加工施設を利用することができない。地域の人たちが食文化継承のために利用することを許可していただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

企業組合津島あぐり工房では、地域の食文化を次世代に残したいとの思いで15年前から地域に残る伝統食、特に麦みその製造販売を行ってきた。昨年、法人化したことをきっかけにもっと多くの、特に若い子育て世代に地域の食について関心を持ってもらいたいと思っている。学校で子供たち対象には食育が盛んになされているが親世代のそれがなされないと家庭の食卓は変わってこないと考える。親子で食について考え家庭で実践できるようなきっかけ作りを企業組合津島あぐり工房はできないだろうか。そこで今回移転稼働する津島あぐり工房の施設内で伝統の味噌つくりなど親子で体験するスペースが取れないか考えた。本来営業許可を取ったスペースは関係者以外の利用は許可されておらず部外者は利用できない。企業組合津島あぐり工房としての加工施設の稼働は月に半月。残りを地域の人たちに利用してもらい「食」について考え、実際作ることで体験し、大切さについて実感してもらいたい。販売する商品との区別や衛生管理、そして体験する人たちの衛生管理等特に注意をしながら実現できたらと考える。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要（※該当がある場合のみ記載）

最終回答

営業者の方の責任において地域の方が営業許可スペースで体験利用することは可能です。
体験利用の際には、病原微生物等の施設への持ち込みや機械器具の取扱い不備等により、販売する商品に食品衛生上の危害が発生しないよう、利用者に食品の衛生的取扱いについて事前に十分説明を行うとともに、食品衛生責任者の指導の下で体験調理するなど衛生管理の徹底をお願いします。

※今回ご提案の内容につきましては、7月29日に南予地方局で開催した「えひめ経済懇談会」においても同様の回答をしております。

対応区分	Ａ－３（現行制度で対応）

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	個人	提案主体分類コード	p 個人
提案の公開の可否	公開		

要望事項（事項名）	農地の転用	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等		プロジェクト名	みやくぼ　しまのダイニング（仮称）
提案分野	7. 農林水産分野		

求める措置の具体的内容

景勝地にある放棄農地を転用し、地域の農漁産物を活用した飲食事業を中心に、地域資源を活用したツーリズムやワークショップ、イベント等を行う拠点を作りたいと考えている。通常の農業委員会を通じての申請では、転用許可は難しいと聞いたため、県の支援をお願いしたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

H24年度より、今治市宮窪町の地域おこし協力隊として活動している。当地域は、かつての基幹産業であった農漁業や石材業の低迷による人口減少や高齢化と共に、次世代の地域の担い手である若年層の流出が進行している。一方で、比較的若年層が残る漁業は、今治市全体から見ても比重の大きな基幹産業であると共に、地域の雇用を支えているが、近年の乱獲や海域環境の変化等による漁獲高の減少、燃料費の高騰等により、漁業における採算性が深刻な問題となっている。
こうした地域の課題を踏まえ、地域の展望を描く一つの試みとして今回の「みやくぼ　しまのダイニング」を実施したい。
〇事業の実施内容／地域のルーツである能島村上水軍、縁の能島を望む景勝地を活用した、地域の農漁産物を活用した飲食スペース並びに、地域資源を活用したツーリズムやワークショップ、イベント等を行う場所づくり
〇目的／地域の「食文化」と「風景」にスポットを当てた地域活性化
→地域固有の食文化や風景並びにその背景にある自然や地域の歴史・文化等を通じ、地域の魅力を発信していく。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要（※該当がある場合のみ記載）

最終回答

宮窪地域の多様な資源を活用した拠点づくりによって、地域活性化を進めたいとの御提案ですので、まずは、具体的なプランをもって、今治市の担当課にご相談願います。
また、事業を計画している候補地が、農地である場合には、転用許可の手続きが必要になり、農業委員会の審査を経て、県（東予地方局）が許可を行うことになっています。許可の可否は、対象となる農地の現況などを踏まえて判断することになりますので、場所、目的など、具体的な事業計画をもって、今治市農業委員会にご相談ください。

対応区分	Ａ－３（現行制度で対応）